

○小諸市市民交流センター条例施行規則

平成27年3月26日

教育委員会規則第3号

改正 平成28年3月18日教委規則第3号

平成29年11月1日教委規則第11号

平成30年6月29日教委規則第12号

令和元年6月28日教委規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、小諸市市民交流センター条例（平成27年小諸市条例第12号。以下「条例」という。）の規定に基づき、小諸市市民交流センター（以下「交流センター」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 交流センターに、センター長のほか必要な職員を置く。

(開館時間等及び休館日)

第3条 交流センターの開館時間、使用時間及び休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、小諸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 開館時間 午前8時30分から午後9時30分まで

(2) 会議室等使用時間 午前9時から午後9時30分まで

(3) 休館日 毎月第2、第4木曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条の規定により、交流センターの使用許可を受けようとする者は、小諸市市民交流センター使用許可申請書（様式第1号。以下「使用許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による使用許可の申請は、使用日の1年前に当たる日（その日が休館日にあたるときは、その直後の開館日）から使用日までに行うものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

3 使用許可申請書の受付時間は、午前8時30分から午後9時30分までとする。

(使用許可書の交付)

第5条 教育委員会は、使用許可をしたときは、小諸市市民交流センター使用許可書

(様式第2号)を申請者に交付しなければならない。

(使用許可の変更申請又は取消し)

第6条 前条の使用許可を受けた者が申請の記載内容を変更しようとする、又は使用の取消しをしようとするときは、当該使用開始日の前日までに、小諸市市民交流センター使用変更(取消し)申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を受理したときは、小諸市市民交流センター使用変更(取消し)承認書(様式第4号)を申請者に交付する。

(遵守事項)

第7条 使用許可を受けて交流センターを使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可のないホール、施設等を使用しないこと。
- (2) 交流センターの施設、設備又は備品等を毀損しないこと。
- (3) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (4) 収容人員を超えて入館させないこと。
- (5) 交流センター内において、他人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (6) 交流センター内に爆発物、可燃物、銃砲刀剣類等の危険物を持込まないこと。

ただし、教育委員会の許可のあるものについては、この限りでない。

- (7) 前各号に定めるもののほか、交流センターの管理上必要なことについては、センター長及び職員の指示に従うこと。

(交流センターの毀損又は滅失の届出等)

第8条 使用者は、交流センターの施設及び備品を毀損し、又は滅失したときは、直ちに小諸市市民交流センター毀損(滅失)届出書(様式第5号)を教育委員会に提出し、教育委員会の指示に従って、これを弁償し、又は原状に復さなければならない。

(使用者の義務)

第9条 交流センターの使用に関し必要な消耗品等は、使用者の負担とする。

2 使用者は、施設又は備品の使用を終了したときは、使用した施設を清掃し、又は備品を整理してその旨をセンター長に届け出なければならない。

(使用料の減免)

第10条 条例第8条の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、使用許可の

申請の際に小諸市市民交流センター使用料減免申請書（様式第6号。以下「減免申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、減免申請書のほか、必要な書類の提出を求めることができる。

（使用料の還付）

第11条 条例第9条の規定による使用料の還付の額は、既に納めた使用料の額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

（1） 使用者の責めによらない理由により使用できなくなったとき。100分の100

（2） 使用期日前14日までに小諸市市民交流センター使用変更（取消し）申請書を提出し、市長の承認を受けたとき。100分の100

（3） 前2号のほか、特別な事情があるとき。市長がその都度定める率

2 使用料の還付を受けようとする者は、小諸市市民交流センター使用料還付申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、小諸市市民交流センター条例の施行の日から施行する。

（準備行為）

2 この規則の施行の日以降の使用に係る許可その他この条例を施行するために必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

附 則（平成28年3月18日教委規則第3号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月1日教委規則第11号）

この規則は、平成29年11月1日から施行する。

附 則（平成30年6月29日教委規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成30年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の小諸市市民交流センター規則の規定に基づいて使用許可を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月28日教委規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行の日以降の使用に係る許可その他この規則を施行するために必要な準備行為は、同日前においても行うことができる。

様式第1号（第4条関係）

小諸市市民交流センター
使用許可申請書

(受付印)

申請日： 年 月 日

センター長	係	担当

使用日時等	年月日	年 月 日 曜日	申請者	住所			
	団体名			氏名	TEL ()		
内容	(※具体的に) (会議 学習会 講演会 大会式典 映画 舞踊 音楽 演劇)						
ホール	午前・午後・夜間 / 午前～午後・午後～夜間・全日	4,700・5,300・5,300 / 9,000・10,600・15,300					
小会議室1	午前・午後・夜間 / 午前～午後・午後～夜間・全日	400・450・450 / 850・900・1,300					
小会議室2	午前・午後・夜間 / 午前～午後・午後～夜間・全日	400・450・450 / 850・900・1,300					
会議室1	午前・午後・夜間 / 午前～午後・午後～夜間・全日	600・700・700 / 1,300・1,400・2,000					
会議室2	午前・午後・夜間 / 午前～午後・午後～夜間・全日	600・700・700 / 1,300・1,400・2,000					
会議室3	午前・午後・夜間 / 午前～午後・午後～夜間・全日	1,100・1,200・1,200 / 2,300・2,400・3,500					
会議室4	午前・午後・夜間 / 午前～午後・午後～夜間・全日	600・700・700 / 1,300・1,400・2,000					
会議室5	午前・午後・夜間 / 午前～午後・午後～夜間・全日	600・700・700 / 1,300・1,400・2,000					
会議室6	午前・午後・夜間 / 午前～午後・午後～夜間・全日	700・800・800 / 1,500・1,600・2,300					
会議室7	午前・午後・夜間 / 午前～午後・午後～夜間・全日	700・800・800 / 1,500・1,600・2,300					
スタジオ	9:00～ / 11:30～ / 14:00～ / 16:30～ / 19:00～	一般2,000円 市内学生300円 市外学生600円					
予定人員	人	減免 50% 100%	加算 (入場料徴収・市外) 150% (営業) 300%	小計			
費用徴収	名 称 単位 単価 使用枠 使用料						
・参加費.....円 ()	舞台 設備	演台 (花台付)	1式	200	午前・午後・夜間		
		パネルボード (脚含む)	1枚	100	午前・午後・夜間		
グランドピアノ (ヤマハ C6X)		1台	1,500	午前・午後・夜間			
・受講料.....円		平台	1台	200	午前・午後・夜間		
飲食：有・無 ()	照明 設備	音響反射板	1式	1,000	午前・午後・夜間		
		サスペンションライト シーリングライト	1式	3,000	午前・午後・夜間		
ステ ラ ホ ール	入 場 料 大人.....円 小人.....円	音響 設備	ホール音響設備	1式	1,500	午前・午後・夜間	
			移動用レクチャーアンプ	1式	700	午前・午後・夜間	
			移動用ワイヤレスマイクセット	1式	400	午前・午後・夜間	
	開場 時 分	映像 設備	ホールプロジェクター	1台	1,000	午前・午後・夜間	
	開演 時 分		ノートパソコン	1台	500	午前・午後・夜間	
	終演 時 分		移動式スクリーン	1台	200	午前・午後・夜間	
	客席可動席：有・無		移動式プロジェクター	1台	300	午前・午後・夜間	
スタッキングチェア の使用 有・無	電気	移動式テレビ	1式	500	午前・午後・夜間		
垂れ幕印刷依頼：有・無	他	コンセント	1口	100	午前・午後・夜間×		
		大判プリンター 白黒	10cm	100		c m	
		大判プリンター カラー	10cm	250		c m	
(備考) ホワイトボードの使用：有・無 飲食の許可：可・不可					減免 50% 100%	小計	
					使用料合計 円		

様式第2号 (第5条関係)

小諸市市民交流センター 使用許可書

申請日： 年 月 日

使用 日 時 等	年月日	年 月 日 曜日	申 請 者	住 所		
	団体名	氏 名			TEL ()	
内容	(※具体的に)			(会議 学習会 講演会 大会式典 映画 舞踊 音楽 演劇)		
ホール	午前・午後・夜間 / 午前～午後・午後～夜間・全日			4,700・5,300・5,300 / 9,000・10,600・15,300		
小会議室1	午前・午後・夜間 / 午前～午後・午後～夜間・全日			400・450・450 / 850・900・1,300		
小会議室2	午前・午後・夜間 / 午前～午後・午後～夜間・全日			400・450・450 / 850・900・1,300		
会議室1	午前・午後・夜間 / 午前～午後・午後～夜間・全日			600・700・700 / 1,300・1,400・2,000		
会議室2	午前・午後・夜間 / 午前～午後・午後～夜間・全日			600・700・700 / 1,300・1,400・2,000		
会議室3	午前・午後・夜間 / 午前～午後・午後～夜間・全日			1,100・1,200・1,200 / 2,300・2,400・3,500		
会議室4	午前・午後・夜間 / 午前～午後・午後～夜間・全日			600・700・700 / 1,300・1,400・2,000		
会議室5	午前・午後・夜間 / 午前～午後・午後～夜間・全日			600・700・700 / 1,300・1,400・2,000		
会議室6	午前・午後・夜間 / 午前～午後・午後～夜間・全日			700・800・800 / 1,500・1,600・2,300		
会議室7	午前・午後・夜間 / 午前～午後・午後～夜間・全日			700・800・800 / 1,500・1,600・2,300		
スタジオ	9:00～ / 11:30～ / 14:00～ / 16:30～ / 19:00～			一般2,000円 市内学生300円 市外学生600円		
予定人員 人		減免 50% 100%	加算 (入場料徴収・市外) 150% (営業) 300%		小計	
費用徴収		名 称		単位	単価	使用枠
・参加費.....円 ()		舞 台 設 備	演台 (花台付)	1式	200	午前・午後・夜間
・受講料.....円			パネルボード (脚含む)	1枚	100	午前・午後・夜間
			グランドピアノ (ヤマハ C6X)	1台	1,500	午前・午後・夜間
			平台	1台	200	午前・午後・夜間
			音響反射板	1式	1,000	午前・午後・夜間
飲食：有・無 ()		照 明 設 備	サスペンションライト シーリングライト	1式	3,000	午前・午後・夜間
ス テ ラ ホ ー ル	入 場 料 大 人.....円 小 人.....円	音 響 設 備	ホール音響設備	1式	1,500	午前・午後・夜間
	開 場 時 分	移動用レクチャーアンプ	1式	700	午前・午後・夜間	
		移動用ワイヤレスマイクセット	1式	400	午前・午後・夜間	
	開 演 時 分	映 像 設 備	ホールプロジェクター	1台	1,000	午前・午後・夜間
			ノートパソコン	1台	500	午前・午後・夜間
	移動式スクリーン		1台	200	午前・午後・夜間	
	移動式プロジェクター		1台	300	午前・午後・夜間	
	移動式テレビ		1式	500	午前・午後・夜間	
	客席可動席：有・無	電 気	コンセント	1口	100	午前・午後・夜間×
	スタッキングチェア の使用 有・無	他	大判プリンター 白黒	10cm	100	c m
垂れ幕印刷依頼：有・無	大判プリンター カラー		10cm	250	c m	
(備考) ホワイトボードの使用：有・無 飲食の許可：可・不可					減免 50% 100%	小計
					使用料合計 円	

様式第3号（第6条関係）

小諸市市民交流センター使用変更申請書
取消し

年 月 日

（宛先）小諸市教育委員会

承認年月日	
-------	--

申請者 住 所
氏 名 ①
電 話 ()

下記の事由により、小諸市市民交流センターの使用許可を変更(取消)してください。

使用目的							
使用日時	年	月	日	午前 午後	時 分～	午前 午後	時 分
使用許可 年月日	年	月	日	許可番号第	号		
許可を受けた 使用場所							
取消又は変更 を受けようと する理由							
使用料納入済額				円 ^A	納付書番号		

変更を受ける場合はその内容(変更を受けたい欄のみ記入)

使用目的							
使用日時	年	月	日	午前 午後	時 分～	午前 午後	時 分
使用場所							

※ 取消 変更 後の使用料	円 ^B	還付の額	$A \times \frac{\quad}{100} =$	円 ^C
精 算 額		納付書番号		

※の欄は記入しないこと。

様式第4号（第6条関係）

小諸市市民交流センター使用変更承認書
取消し

年 月 日

承認年月日	
-------	--

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

小諸市教育委員会

下記のとおり、小諸市市民交流センターの使用変更(取消し)を承認します。

使用目的							
使用日時	年	月	日	午前 午後	時 分～	午前 午後	時 分
使用許可 年月日	年	月	日	許可番号第	号		
許可を受けた 使用場所							
取消又は変更 を受けようと する理由							
使用料納入済額			円 ^A	納付書番号			

変更を受ける場合はその内容(変更を受けたい欄のみ記入)

使用目的							
使用日時	年	月	日	午前 午後	時 分～	午前 午後	時 分
使用場所							

※ 取消 変更後の使用料			円 ^B	還付の額	$A \times \frac{\quad}{100} =$	円 ^C
精 算 額				納付書番号		

※の欄は記入しないこと。

様式第5号(第8条関係)

小諸市市民交流センター 毀損・滅失届出書

年 月 日

(宛先) 小諸市教育委員会

受付年月日	
-------	--

届出者 住 所
氏 名 ①
電 話 ()

小諸市市民交流センターの使用に際し、下記について 毀損・滅失 しましたので届出します。

なお、教育委員会の指示に従って、速やかに弁償又は原状に復します。

使用日時	年 月 日 午前 時 分 ~ 午後 時 分
使用場所	
毀損・滅失の個所又は名称	
毀損・滅失の状況及び理由	

※ 指示事項	
弁償又は原状復帰修了の年月日	年 月 日

様式第6号（第10条関係）

					(受付印)
教育長	次長	センター長	係	担当	

小諸市 市民交流センター 使用料減免申請書

申請日： 年 月 日

使用日時等	年月日	年 月 日 曜日	申請者	住所
	団体名			氏名
				TEL ()
	内容	(別紙、使用許可申請書の写しのとおり)		

次の理由により小諸市市民交流センター使用料を 減額・免除 してください。

減免申請の理由	・ 公共団体 () の主催・共催する活動のため。
	・ 学校等公教育機関 () の教育活動のため。
	・ 公共的団体 () の公共的活動のため。
	・ 障がい者団体 () が主催する事業のため。
	・ その他

※決定内容	申請について下記のとおり 減額・免除 を 決定・却下 する。			
	・ 公共団体 ・ 教育機関 ・ 公共的団体 ・ 障がい者団体 ・ その他			
		使用料	減免額 (%)	差引使用料
	会議室等使用料	円	円 (%)	円
	備品使用料	円	円 (%)	円
	合 計	円	円	円
備考				

様式第7号(第12条関係)

小諸市市民交流センター使用料還付申請書 年 月 日 (宛先) 小 諸 市 長 申請者 住 所 団体等の名称 代 表 者 名 電 話 () — ① 次の理由により小諸市市民交流センターの使用料を還付してください。	
使用許可年月日 及び許可番号	年 月 日 第 号
使 用 目 的	
使 用 日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
使 用 施 設 等	
変更(取消し)の 理由	
既納の使用料	納付書番号No. 円

還 付 額	小諸市市民交流センター条例第9条に該当いたしますので使用の許可を取り消し、下記金額を還付いたします。 還付額 _____ 円
還 付 先	金融機関名 _____ 口座名義 _____ 口座番号 _____ 当座・普通

様式第 1 号 (第 4 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 6 条関係)

様式第 4 号 (第 6 条関係)

様式第 5 号 (第 8 条関係)

様式第 6 号 (第 10 条関係)

様式第 7 号 (第 12 条関係)